

高知市障害者計画・障害福祉計画 (平成 27~29 年度) 総括一覧

＜目 次＞

| | |
|--------------------------------------|----------|
| 1. 計画の概要 (現計画 P. 20 II 本論第5章抜粋) | ・・・ P. 1 |
| 2. 重点施策の概要 (現計画 P. 21 II 本論第6章抜粋) | ・・・ P. 2 |
| 3. 重点施策の進捗状況 | ・・・ P. 3 |

【2 生活支援の充実

～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～】

| | |
|----------------------|----------|
| 2-1 相談・ケアマネジメント体制の充実 | ・・・ P. 3 |
| 2-2 生活支援サービスの充実 | ・・・ P. 4 |

【3 多様な雇用と就労の促進

～自己の能力を最大限に發揮し、自立した生活をめざすために～】

| | |
|-----------------|----------|
| 3-1 適性に応じた就労の支援 | ・・・ P. 5 |
|-----------------|----------|

【4 療育・保育・教育における支援体制の充実

～生涯を通して切れ目ない支援を受け、健やかに成長・発達するために～】

| | |
|---|----------|
| 4-1 地域連携体制の充実 | ・・・ P. 6 |
| 4-2 保育・教育における集団生活のなかでの 一人ひとりの発達に応じた支援の充実 | ・・・ P. 9 |

4. その他の施策の進捗状況

【1 保健・医療の充実 ~健やかで活力ある生活を送るために~】

1-1 生活習慣病の予防 ··· P. 14

1-2 保健・医療・福祉の連携 ··· P. 14

【2 生活支援の充実

~住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために~】

2-3 社会参加・いきがいづくりの促進 ··· P. 19

2-4 権利擁護の推進 ··· P. 20

2-5 施設入所者の生活の質の向上 ··· P. 21

【3 多様な雇用と就労の促進

~自己の能力を最大限に發揮し、自立した生活をめざすために~】

3-2 障害者の就労に関する事業所の理解の促進 ··· P. 22

【5 家族支援の充実

~家族が障害のある人・子どもとともに地域で安心して暮らせるために~】

*施策5については、施策2-1, 2-2, 2-3, 4-1

の再掲のため総括については各該当施策を参照とする。

【6 障害の正しい理解と偏見・差別の解消

～ともに理解し、一人ひとりが互いに支えあうまちをめざすために～】

6-1 障害の正しい理解と偏見・差別の解消 ··· P. 23

【7 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために～】

7-1 住居、交通、まちづくり、情報に関する

バリアフリーの推進 ··· P. 25

7-2 災害時の支援体制の構築 ··· P. 28

第5章 計画の概要

<基本理念>

障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

全での人が共生できる地域社会の実現
ラバーブルティンに沿ったまちや希望の実現

<施策区分>

1

保健・医療の充実

～健やかで活力ある生活を送るために～

2

生活支援の充実

～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～

3

多様な雇用と就労の促進

～自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために～

4

療育・保育・教育における支援体制の充実

～生涯を通して切れ目ない支援を受け、健やかに成長・発達するために～

5

家族支援の充実

～家族が障害のある人・子どもとともに地域で安心して暮らせるために～

6

障害の正しい理解と偏見・差別の解消

～ともに理解し、一人ひとりが互いに支えあうまちをめざすために～

7

生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために～

<施策>

1-1

生活習慣病の予防

1-2

保健・医療・福祉の連携

- ・難病患者への相談支援体制の強化
- ・精神科病院からの退院に向けた支援
- ・重度の障害のある子どもへの支援体制づくり
- ・障害のある人や子どもの歯科保健の推進
- ・成人の発達障害のある人への支援体制づくり

2-1

相談・ケアマネジメント体制の充実

2-2

生活支援サービスの充実

2-3

社会参加・いきがいづくりの促進

2-4

権利擁護の推進

2-5

施設入所者の生活の質の向上

3-1

適性に応じた就労の支援

3-2

障害者の就労に関する事業所の理解の促進

4-1

地域連携体制の充実

- ・早期発見・早期療育システムの充実
- ・サポートファイルを効果的に活かした関係機関との連携

4-2

保育・教育における異常生活のなかでの一人ひとりの発達に応じた支援の充実

- ・就学前の支援の充実
- ・学校教育の支援の充実(特別支援教育の充実)
- ・放課後・長期休業への支援の充実
- ・卒業後に向けた支援の強化

2-1(再掲)

相談・ケアマネジメント体制の充実

2-2(再掲)

生活支援サービスの充実

2-3(再掲)

社会参加・いきがいづくりの促進

4-1(再掲)

地域連携体制の充実

6-1

障害の正しい理解と偏見・差別の解消

7-1

住居、交通、まちづくり、情報に関するパリアフリーの推進

- ・住居、交通、まちづくり
- ・情報

7-2

災害時の支援体制の構築

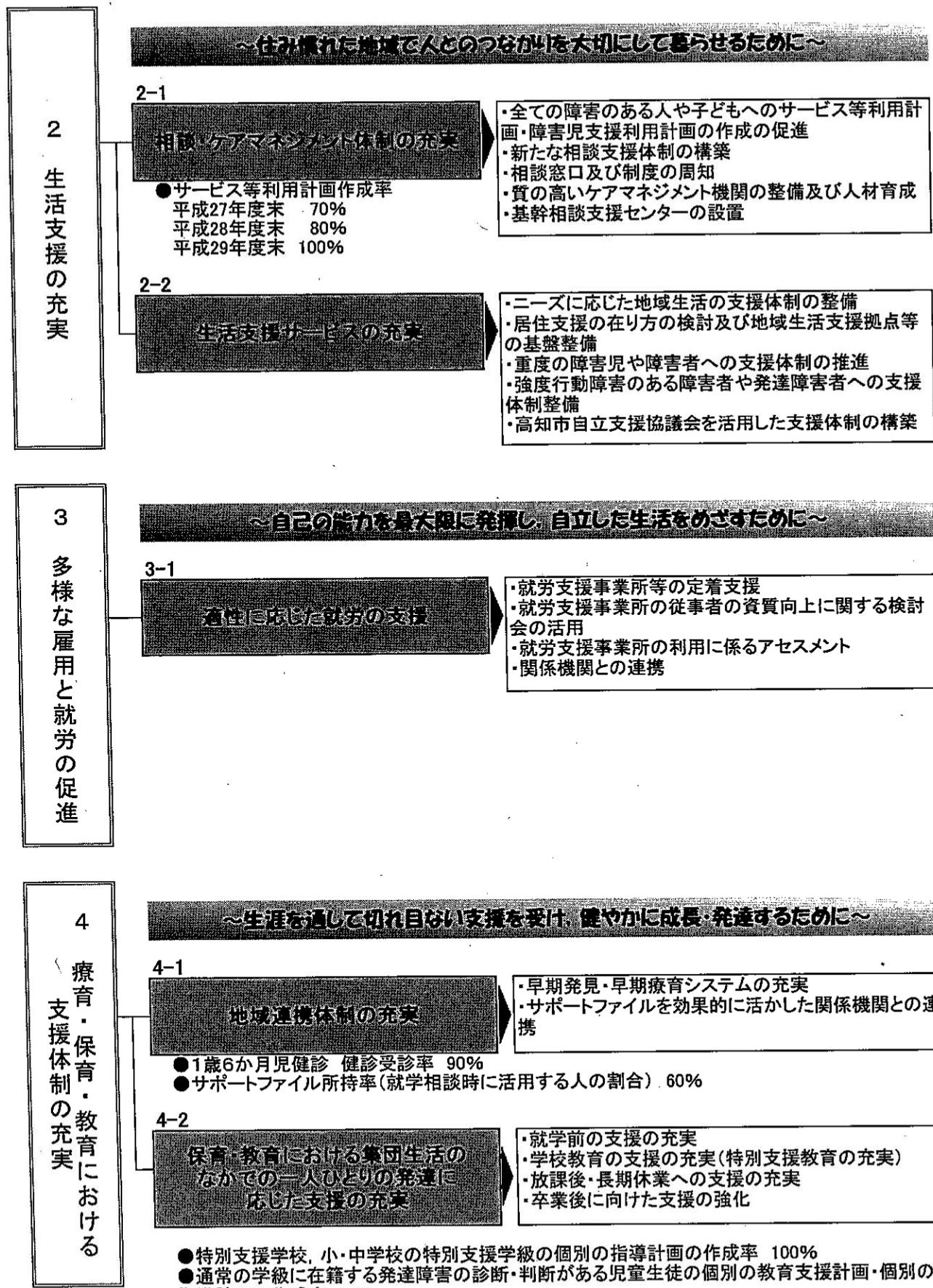
第6章 重点施策の概要

●は指標・目標値

<施策区分>

<施策>

<主な取り組み>



重点施策の進捗状況

| | |
|-----|--|
| 2 | 生活支援の充実 ～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～ |
| 2-1 | <p>相談・ケアマネジメント体制の充実</p> <p>①2年間の取り組み・実績</p> <p>○全ての障害のある人や子どもへのサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成の推進</p> <ul style="list-style-type: none">平成28年度末 指定特定相談支援事業所 31カ所、指定障害児相談支援事業所 21ヶ所 サービス等利用計画作成済 2,365名 作成率 84.5% (うちセルフプラン 7%) 障害児支援利用計画作成済 699名 作成率 100% (うちセルフプラン 16%)○新たな相談支援体制の構築 ・障害者相談支援事業として、平成27年度から4カ所の障害者相談センターを設置 年間相談延件数 26,692件 (平成27年度 25,301件)、相談実人数 1,449人 (平成27年度 1,586人)○相談窓口及び制度の周知 ・ホームページへの掲載、民生・児童委員や各種団体、特別支援学校等の場で相談窓口の周知、来庁市民への紹介○質の高いケアマネジメント機関の整備及び人材育成 ・毎月の事務連絡会及び4ブロック別の勉強会 23回 ・指定相談支援事業所の相談支援専門員への個別対応、同行訪問 ・相談支援検討会の立ち上げ (平成28年10月)○基幹相談支援センターの設置 ・平成28年度、自立支援協議会5回開催、設置方針の最終協議中 <p>②総括</p> <p>平成27年度から障害者相談支援事業として再編した4カ所の障害者相談センター設置や、必須化されたサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成は、相談窓口の周知に努め、制度改正等にかかる影響は少なかったものと思われる。また、計画作成率は障害者計画の目標値どおりに推移しており、達成できた。</p> <p>また、相談支援に関わる従事者を対象とした研修や事例検討の場を継続実施し、人材育成やネットワーク構築に努めてきた。</p> <p>自立支援協議会の場で現状の相談支援体制の評価及び基幹相談支援センター役割、機能の検討を行い、設置時期・運営形態・人員配置等を含む最終的な設置方針を協議している。</p> <p>③次期計画に向けた課題</p> <p>次期計画では相談支援体制の中核である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関わる従事者の人材育成や困難ケースの支援、地域のネットワークの強化等に取り組む必要があり、全ての障害のある人への相談・ケアマネジメント体制を質・量ともに充実させることが課題である。</p> |

2-2

生活支援サービスの充実

①2年間の取り組み・実績

○ニーズに応じた地域生活の支援体制の整備

○居住支援の在り方の検討及び地域生活支援拠点等の基盤整備

- ・地域生活支援拠点について、自立支援協議会で3回検討
- ・緊急時の対応として短期入所事業の拡充を重点的に取り組んでいく方針
- ・平成28年7月に新規の短期入所事業所が開設

○重度の障害児や障害者への支援体制の推進

○強度行動障害のある障害者や発達障害者への支援体制整備

- ・県下で取り組んでいる「重度障害児者アセスメントシート」(対象者:120名)を平成28年8月に作成
- ・県が開催する重症心身障害児等サービス調整会議、障害児通所支援事業所連絡会への参加
- ・個別事例にかかる事例検討会の開催、相談支援検討会の開催
- ・高知市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の実施

○高知市自立支援協議会を活用した支援体制の構築

- ・平成27年4月、自立支援協議会設置条例を制定後、2年間で8回の協議会を開催
- ・地域生活支援拠点、基幹相談支援センター設置協議、障害者相談センター事例報告等の協議の中で個別事例の中から地域課題の検討を実施

②総括

グループホームや放課後等デイサービス事業所数は増加傾向にあるものの、重症心身障害や強度行動障害の方に対する日中活動サービスや短期入所は不足している。このため、自立支援協議会での協議を経て、短期入所事業の面的な整備を重点的に取り組むこととしたが(地域生活支援拠点)、事業所数の大幅な増加までは至っていない。

相談支援に関わる従事者を中心とした個別事例の検討の場、関係機関が開催する協議の場に出席し体制づくりにも取り組んだ。

③次期計画に向けた課題

個々のニーズに応じたサービスの基盤整備とあわせ、相談や直接支援に関わる人材育成も課題になっており、自立支援協議会や相談支援検討会等を活用し、引き続きサービスの確保や人材育成へ取り組む必要がある。

| | |
|---|--|
| 3 | 多様な雇用と就労の促進 ~自己の能力を最大限に發揮し、自立した生活をめざすために~ 3-1 適性に応じた就労の支援 ①2年間の取り組み・実績 ○就労支援事業所等の定着支援 <ul style="list-style-type: none"> ・就労検討会において、就労支援事業所サービス管理責任者と指定相談支援事業所の相談支援専門員との意見交換会・事例検討会を開催 ○就労支援事業所の従事者の資質向上に関する検討会の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・就労検討会内にワーキンググループを立ち上げて、市内すべての就労支援事業者を対象とした全体研修会を開催 ・サービス管理責任者を対象とした情報交換会や新人職員を対象とした研修会を開催 ○就労支援事業所の利用に係るアセスメント <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所、特別支援学校及び両者を交えた情報交換会を開催 ・高知県主催の就労アセスメントワーキングへ参加し、県下統一の就労アセスメントシートの作成を実施 ○関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業同友会の勉強会に就労検討委員が出席し、障害者雇用に関する制度説明を行った。 ・障害者相談センターと共同で情報集の見直しを行った。 ②総括 <p>H27年度より、今まであった就労課題解決検討会とネットワーク構築検討会を1つにまとめて、就労検討会として、サービス管理責任者や新人職員の資質向上に関する研修会の開催や就労経験のない者の就労継続支援B型事業所の利用における就労アセスメントの見直しを関係機関と共にを行うことができた。</p> <p>また、就労支援を担う人材として求められる専門性や支援力に関する人材像について検討し、研修会を企画することで、研修目的や内容を明確にして取り組むことができた。</p> ③次期計画に向けた課題 <p>就労支援を担う人材育成に引き続き取り組んでいくことで、市内の就労支援事業者の質の向上を目指していきたい。また、障害者総合支援法の改正に伴い、就労定着支援が新設されることから、就労移行支援事業所や就業・生活支援センターとの連携の見直しや企業との連携について検討していく必要がある。</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| 4 | 療育・保育・教育における支援体制の充実 ～生涯を通して切れ目ない支援を受け、健やかに成長・発達ために～ |
|---|--|

| 4-1 | <p>地域連携体制の充実</p> <p>(1) 早期発見・早期療育システムの充実</p> <p>① 2年間の取り組み・実績</p> <p>○早期発見、早期療育支援体制のしくみの充実</p> <p>1歳6か月児健診及び3歳児健診では種々の疾患や精神運動発達面での問題を早期に発見し、治療や支援につなげる取組みを行っている。また、健診受診率の向上のため、未受診者への受診勧奨や日曜健診を行っている。</p> <p>また、平成28年5月から新生児の聴覚検査を開始している。</p> <p>【1歳6か月児健康診査受診率・精神発達面有所見率】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th><th style="width: 15%;">対象者数</th><th style="width: 15%;">受診者数</th><th style="width: 15%;">受診率</th><th style="width: 15%;">有所見率（身体面）</th><th style="width: 15%;">有所見率（精神面）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td><td>2,794</td><td>2,433</td><td>87.1%</td><td>12.4%</td><td>22.5%</td></tr> <tr> <td>27</td><td>2,639</td><td>2,428</td><td>92.0%</td><td>12.9%</td><td>28.7%</td></tr> <tr> <td>28</td><td>2,694</td><td>2,585</td><td>96.0%</td><td>15.1%</td><td>25.8%</td></tr> </tbody> </table> <p>【3歳児健康診査受診率・精神発達面有所見率】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th><th style="width: 15%;">対象者数</th><th style="width: 15%;">受診者数</th><th style="width: 15%;">受診率</th><th style="width: 15%;">有所見率（身体面）</th><th style="width: 15%;">有所見率（精神面）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td><td>2,748</td><td>2,308</td><td>84.0%</td><td>10.9%</td><td>26.0%</td></tr> <tr> <td>27</td><td>2,734</td><td>2,396</td><td>87.6%</td><td>12.3%</td><td>32.1%</td></tr> <tr> <td>28</td><td>2,768</td><td>2,619</td><td>94.6%</td><td>14.2%</td><td>27.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>また、早期療育支援体制として、育児支援としての親子遊びの教室や、育児上の課題に対するきめ細かい支援を行うための早期療育教室を行っている。また、発達課題をより明確にし、手立てを検討する手段として、心理士相談・発達検査を行っている。</p> <p>いずれの事業も、就園している場合には保護者の了解を得た上で、就園先との手立ての共有を行う他、必要に応じて児童発達支援（障害福祉サービス）へのつなぎ支援を実施している。</p> <p>○子ども発達支援センター機能強化</p> <p>発達の緩やかな低年齢の児童や、医療ニーズのある児童を対象とした「ゆったりっこ」クラスを、親子通園施設ひまわり園の中に新設し（平成27年5月）、保育士、保健師、理学療法士がスタッフとして親子に関わることにより、児童への支援体制がより充実した。</p> <p>○親子通園施設ひまわり園</p> <p>発達上の課題がある児童を対象に、集団生活に向けた基本的生活習慣の習得に向け、課題に応じた支援方法を検討し、発達への支援を行っている。</p> | 年度 | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 | 有所見率（身体面） | 有所見率（精神面） | 26 | 2,794 | 2,433 | 87.1% | 12.4% | 22.5% | 27 | 2,639 | 2,428 | 92.0% | 12.9% | 28.7% | 28 | 2,694 | 2,585 | 96.0% | 15.1% | 25.8% | 年度 | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 | 有所見率（身体面） | 有所見率（精神面） | 26 | 2,748 | 2,308 | 84.0% | 10.9% | 26.0% | 27 | 2,734 | 2,396 | 87.6% | 12.3% | 32.1% | 28 | 2,768 | 2,619 | 94.6% | 14.2% | 27.5% |
|-----|--|-------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|------|------|-----|-----------|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度 | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 | 有所見率（身体面） | 有所見率（精神面） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 2,794 | 2,433 | 87.1% | 12.4% | 22.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 2,639 | 2,428 | 92.0% | 12.9% | 28.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 2,694 | 2,585 | 96.0% | 15.1% | 25.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 | 有所見率（身体面） | 有所見率（精神面） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 2,748 | 2,308 | 84.0% | 10.9% | 26.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 2,734 | 2,396 | 87.6% | 12.3% | 32.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 2,768 | 2,619 | 94.6% | 14.2% | 27.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【子ども発達支援センター事業】

| 事業名 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|
| 親子遊びの教室 | 回数 | 一 | 10回 | 21回 |
| | 延 | 一 | 30人 | 59人 |
| | 実 | 一 | 13人 | 23人 |
| 早期療育教室 | 回数 | 90回 | 90回 | 102回 |
| | 延 | 447人 | 442人 | 451人 |
| | 実 | 118人 | 121人 | 119人 |
| 心理士相談・発達検査 | 件数 | 55件 | 85件 | 98件 |
| 親子通園施設ひまわり園 | 回数 | 236回 | 238回 | 238回 |
| | 延 | 1842人 | 1495人 | 1061人 |
| | 実 | 48人 | 65人 | 46人 |

② 総括

早期発見の機会としての健診受診率の向上が課題であったが、取組みによって受診率の目標値90%を達成した。また、スクリーニングの精度としては、有所見率の推移から一定の水準を保っていると思われる。

早期療育支援については、専門医療機関の受診待機時間が長引くなどの状況もあり、健診から紹介されても受診ができず、待機期間中に子ども発達支援センターでの早期療育教室や発達検査を実施し、児童発達支援に繋げるといったケースが多くなってきている。対象者の実情に合わせた見直しを図り、既存の事業に加えて、27～28年度は親子遊びの教室を新たに実施したほか、28年度からは早期療育教室の回数を増やして実施するなどして対応している。

また、「ゆったりっこ」の新設により、医療ニーズのある児童の発達支援と保護者同士の交流が可能になった。

③ 次期計画に向けた課題

今後も引き続き、保護者に寄り添った、きめ細かい支援のさらなる充実と、対象者のニーズに合わせた体制の充実をはかるとともに、保健、福祉、医療との連携を強化する必要がある。

(2) サポートファイルを効果的に活かした関係機関との連携

① 2年間の取り組み・実績

○サポートファイルの活用推進

関係課（保育幼稚園課、母子保健課、障がい福祉課、教育研究所特別支援教育班、子ども育成課）での協議を重ね、サポートファイルを改訂し、平成27年12月1日から各課で配付を開始した。

関係課及び関係機関が相談場面で配付できるよう、子どもに関する機関や事業所等の研修会や連絡会にて周知し、協力要請を行った。また、早期に手に取ができるよう、子ども発達支援センター事業利用者には積極的に配付を行っている。

保育所等においては、特別な支援を要する児童については、その入所申請時の受付にて、サポートファイル様式を一部用いるなど、サポートファイル利用の推進を図っている。

【就学相談時のサポートファイル所持率】目標値：60%

| | |
|------|-------|
| 26年度 | 48.7% |
| 27年度 | 50.7% |
| 28年度 | 55.9% |

○相談支援機能強化事業における研修の実施

指定障害児相談支援事業所数は平成28年度末で21か所あり、障害児支援利用計画作成者数は699名で、作成率は100%（うちセルフプラン16%）となっている。障害者相談支援事業として、平成27年度から4か所の障害者相談センターを設置し、年間相談延件数26,692件（平成27年度25,301件）、相談実人数1,449人（平成27年度1,586人）となっている。相談窓口及び制度の周知については、ホームページへの掲載、民生・児童委員や各種団体、特別支援学校等への周知の他、来庁市民への紹介を行っている。

質の高いケアマネジメント機関の整備及び人材育成を目指し、毎月の事務連絡会及び4ブロック別の勉強会を実施した他、指定相談支援事業所の相談支援専門員と同行訪問するなどの連携を行っている。また、相談支援検討会を平成28年10月に立ち上げている。

② 総括

サポートファイルの改訂に併せて、より早期の配付機会を設け、周知を図ったことにより、関係機関との連携の際の活用がしやすくなったと思われる。なお、所持率については年々増えてきてはいるものの、目標値はまだ達成できていない。

相談支援機能強化事業においては、4か所の障害者相談センター設置や、必須化された障害児支援利用計画の作成について、周知に努めたことにより、制度改革等の影響は少なかったものと思われる。また、計画作成率は障害者計画の目標値どおりに推移している。また、相談支援に関わる従事者を対象とした研修や事例検討の場を継続実施し、人材育成やネットワーク構築に努めてきた。自立支援協議会の場で現状の相談支援体制の評価及び基幹相談支援センター役割、機能の検討を行い、設置時期・運営形態・人員配置等を含む最終的な設置方針を協議している。

③ 次期計画に向けた課題

今後も切れ目のない支援に向けてのサポートファイルの活用推進のため、関係機関や保護者への周知をさらに行っていく。

また、今後は相談支援体制の中核である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関わる従事者の人材育成や困難ケースの支援、地域のネットワークの強化等を取り組む必要があり、全ての障害のある人への相談・ケアマネジメント体制の質・量のさらなる充実が課題である。

4-2

保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に応じた支援の充実

(1) 就学前の支援の充実

① 2年間の取り組み・実績

○一人ひとりの発達に応じた支援

支援を必要とする子どもへの特別支援担当配置については、「集団生活の中での安全確保」を第一義に実施しており、従来から診断や手帳の有無や特別児童扶養手当受給の等級にかかわらず、判定している。(平成28年度の面接実施児童数は330人)

【保育所における特別支援担当配置状況】

| | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--------------------------|----|------|------|------|------|------|
| 特別支援担当配置 児童数 | | 172人 | 184人 | 219人 | 246人 | 247人 |
| 特別支援保育士数 | | 136人 | 151人 | 186人 | 202人 | 200人 |
| 特別支援保育 士配置のある 保育所数 | 市営 | 20園 | 21園 | 22園 | 21園 | 18園 |
| | 民営 | 46園 | 45園 | 46園 | 48園 | 50園 |
| | 認定 | | | | 1園 | 4園 |
| 市内保育教育施設数 | | 88園 | 88園 | 87園 | 109園 | 109園 |

また、子ども発達支援センターでは、保護者や園からの相談の中で、保育所等訪問や発達検査等を行い、保護者の了解を得た上で、支援方法について就園先と共有している。

【子ども発達支援センター保育所等訪問】

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-----|------|------|------|
| 延人数 | 173人 | 219人 | 238人 |

○就学前の子どもに関わる職員の資質向上

特別支援保育担当者への研修については、集合研修(年2回)に加え、保育見学や公開保育を、年間8回(公立4園で各園年2回)実施している。このうち、公開保育については、障害種別に応じた講師を特別支援学校に依頼し、実践交流等を通じて連携を深めている。(27年度190人/28年度206人参加)

特別支援担当保育士だけでなく、園の全職員を対象とした特別支援保育に関する研修も年間4回実施している。(27年度322人/28年度326人参加)

また、子ども発達支援センターでは、保育士や幼稚園教諭を対象とした、ユニバーサルデザイン実践研修会を毎年開催している。

○障害児相談支援事業所の整備

指定障害児相談支援事業所数(再掲)は、平成28年度末で21か所となっている。

また、障害児支援利用計画作成者数は699名で、作成率は100% (うちセルフプラン16%) となっている。(再掲)

② 総括

インクルーシブ保育の概念のもと、入所できる園を限定することなく様々な障がいのある児童の受け入れを行っており、個々の保育の必要性に応じた支援を行なっている。その中で、特別支援が必要な児童の数が年々増加しており、より一層の個別支援の方法やあり方についての工夫が必要となっている。

また、平成27年度から障害者相談支援事業として再編した4か所の障害者相談センター設置や、必須化された障害児支援利用計画の作成については、相談窓口の周知により、制度改正等の影響は少なかったものと思われる。なお、計画作成率は障害者計画の目標値どおりに推移しており、達成できている。(再掲)

③ 次期計画に向けた課題

特別な支援をする児童の増加に伴い、特別支援担当配置基準の見直しや体制については検討が必要である。また、保育士のスキルアップや関係機関との連携がより一層必要となってきている。

事業所整備については、相談支援体制の中核である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関わる従事者の人材育成や困難ケースの支援、地域のネットワークの強化等に取り組む必要があり、全ての障害のある人への相談・ケアマネジメント体制の質・量のさらなる充実が課題である。(再掲)

(2) 学校教育の支援の充実(特別支援教育の充実)

① 2年間の取り組み・実績

○就学への移行支援

平成27年度から教育委員会が主体となり、就学前の5歳児を対象とした園巡回による就学相談を実施している。就学相談を実施した児童について、「個別移行支援計画」が在籍園において作成され、それをもとに、就学先に引継ぎを実施している。

【就学相談(就学前)】

| | 保育所加配 あり | 保育所加配 なし | 幼稚園 | その他(未 就園・市外 から) | 合計 |
|------|-------------|-------------|-----|-----------------------|------|
| 26年度 | 79人 | 43人 | 26人 | 9人 | 157人 |
| 27年度 | 66人 | 55人 | 36人 | 14人 | 171人 |
| 28年度 | 86人 | 62人 | 39人 | 38人 | 225人 |

また、就園中の特別な支援をする3歳児から5歳児の保護者及び保育士を対象に、特別支援学校(2校)や小学校の特別支援学級(2校)への学校訪問を実施しており、就学に向けた情報交換や意見交換の場となっている。

小学校等から中学校等へ、中学校等から高等学校への移行についても、個別の教育支援及び個別の指導計画と支援引継ぎシート等での引継ぎについて、校長会等を通じて周知した。

○特別支援教育の校内支援体制

特別支援教育学校コーディネーター研修会を年間2回の実施から3回実施することとし、校内を通じて必要な情報の発信や障害者差別解消法の施行にともなう合理的配慮の実施についても発信できた。発達障害等の診断判断のある児童生徒らに「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」が作成され支援を受けている児童生徒が増加した。小学校等では平成26年度79.0%が平成28年度は85.1%へ、中学校等では平成26年度55.0%が平成28年度76.7%へと増加した。

② 総括

就学相談を希望する保護者が年々増加しており、就学先に児童の支援等が丁寧に引き継がれている。

就学前の就学先への移行については「個別移行支援計画」の作成等、試行段階から4年を経過し定着しつつある。また、小学校等（義務教育学校前期含）と在籍園との間の引継ぎ会については、スムーズに実施されつつある。

一方で小学校等から中学校等へ、中学校等から高等学校への移行については、個別の教育支援及び個別の指導計画と支援引継ぎシート等の記載内容について等、検討課題であり、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

とはいえ、各校内における支援体制は少しずつ充実してきており、中でも中学校等の支援体制は向上してきている。

③ 次期計画に向けた課題

就学相談を希望する保護者の増加や、相談内容の多様化により、適切な対応方法の検討が必要となってきている。

また、引き継いだ「個別移行支援計画」をもとに、就学先の各小学校等において「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成とその活用が、さらに、確実に実施されるような取組を実施していかなければならない。また、小学校等から中学校等へ、中学校等から高等学校への移行については、引継ぎの意義を学校や保護者にも啓発しつつ、確実な引継ぎの実施を図る。

支援計画の作成やその引継ぎ等の体制は構築されてきているものの、全市立学校において、児童生徒に適応したきめ細やかな支援が実施されるまでは至っておらず、学校間や教師間の格差がないよう、今後の取組を考慮していく。

（3）放課後・長期休業への支援の充実

① 2年間の取り組み・実績

○放課後長期休業時への支援の充実

放課後等デイサービス事業所数は、平成26年度末から28年度末までの2年間で、14事業所、利用者数は106人増となっている。

各事業所において、それぞれの子どもの障害特性や発達に沿った支援がなされるよう、県が開催している障害児通所支援事業所連絡会の事例検討や発達障害についての

理解を深める取り組みに参加した。

また、個別支援会議開催及び参加や、相談支援に関わる従事者を中心とした個別事例の検討の場、関係機関が開催する協議の場に出席し、体制づくりにも取り組んだ。
(再掲)

【放課後等デイサービス事業所数】

| | 事業所数 | 定員数 | 高知市利用者数 |
|-------|-------|--------|---------|
| 26年度末 | 16 | 145 | 261 |
| 28年度末 | 30 | 276 | 367 |
| 増減 | 14(増) | 131(増) | 106(増) |

○放課後児童クラブ

平成27年度から、対象を高学年に拡大するとともに、長期休業時の開設時間と通常時と同じ18時までに延長した。

また、特別支援担当者研修会を年間3回実施するとともに、必要に応じて子ども発達支援センターと連携し、クラブ内の環境調整を図っている。

【放課後児童クラブ】(各年度5月1日時点の集計)

| | クラブ数 | 利用者数 | 加配児童数(%) |
|------|------|-------|-----------|
| 26年度 | 71 | 3,378 | 104(3.0%) |
| 27年度 | 78 | 3,715 | 133(3.5%) |
| 28年度 | 81 | 3,905 | 129(3.3%) |

② 総括

放課後等デイサービス事業所数は増加傾向にあるものの、重症心身障害や強度行動障害の方に対する日中活動サービスや短期入所は不足傾向にある。このため、自立支援協議会での協議を経て、短期入所事業の面的な整備を重点的に取り組むこととしたが(地域生活支援拠点)、事業所数の大幅な増加までは至っていない。(再掲)

放課後児童クラブについては利用者の状況に合わせて拡充を図った結果、加配児童数も増え、より専門的な支援内容が求められてきている。

③ 次期計画に向けた課題

個々のニーズに応じたサービスの基盤整備とあわせ、相談や直接支援に関わる人材育成も課題となっており、自立支援協議会や相談支援検討会等を活用するとともに、県とも連携し、引き続きサービスの確保や人材育成へ取り組む必要がある。(再掲)また、保護者の多様な働き方への支援が必要であるが、土日に開設している事業所が少なくサービス提供体制の充実が課題である。

(4) 卒業後に向けた支援の強化

① 2年間の取り組み・実績

○特別支援学校進路相談会の開催方法の検討及び新たな体制の確立

各特別支援学校の進路相談会への参加や、個別支援会議の開催、保護者向けサー

ビス利用手続き等の説明会を開催している。

○卒業後の就労継続支援B型の円滑な利用に向けた体制整備

就労移行支援事業所、特別支援学校及び両者を交えた情報交換会を開催したほか、高知県主催の就労アセスメントワーキングへ参加し、県下統一の就労アセスメントシートの作成を実施した。(再掲)

○小中学校特別支援学級等との連携強化

サービス利用等の相談について、関係機関等による個別支援会議を通して、個別支援を行っている。

② 総括

特別支援学校進路相談会では、保護者や関係機関とともに生活や進路の検討を行うとともに、相談会に指定特定相談支援事業所が参加することにより、より具体的な支援について話ができるようになった。

平成27年度からは、今まであった就労課題解決検討会とネットワーク構築検討会を、就労検討会として開催し、サービス管理責任者や新人職員の資質向上に関する研修会の開催や就労経験のない者の就労継続支援B型事業所の利用における就労アセスメントの見直しを関係機関と共にに行うことができた。(再掲)

③ 次期計画に向けた課題

特別支援学校進路相談会については、今後も指定相談支援事業所と連携し、卒業後に向けた支援の強化に取り組むなど、効果的に開催するとともに、就労に関する福祉サービスの利用についても、円滑に進める必要がある。

また、今後も就労支援を担う人材育成に取り組み、市内の就労支援事業者の質の向上を目指していく。

さらに、障害者総合支援法の改正に伴い、就労定着支援が新設されることから、就労移行支援事業所や就業・生活支援センターとの連携の見直しや企業との連携について検討していく必要がある。(再掲)

就労継続支援B型の利用を検討する特別支援学校高等部2年生を対象に、就労アセスメントを実施し、就労アセスメント評価を進路に活かしていくよう取り組んでいく必要がある。

小中学校特別支援学級等との連携強化については、特別支援学級担当者を対象とした、連絡会や研修会等の機会を活用し、相談支援体制や制度等について説明を行っていく。

その他の施策の進捗状況

| 1 | 保健・医療の充実 ～健やかで活力ある生活を送るために～ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|-------|-------|---|-----|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|----|---|---|-----|--------|-------|-------|------|--------|-------|-------|------|
| 1 - 1 | <p>生活習慣病の予防</p> <p>① 2年間の取り組み・実績</p> <p>○特定健診受診率(法定報告値。ただし、平成27年度の国は速報値(国保中央会))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th><th>国</th><th>県</th><th>高知市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td><td>35.3%</td><td>32.9%</td><td>23.7%</td></tr> <tr> <td>平成27年度</td><td>36.3%</td><td>34.4%</td><td>25.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>※28年度は実績がまだ出ていない</p> <p>○特定保健指導実施率(法定報告値。ただし、平成27年度の国は速報値(国保中央会))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th><th>国</th><th>県</th><th>高知市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td><td>23.0%</td><td>18.8%</td><td>7.4%</td></tr> <tr> <td>平成27年度</td><td>25.1%</td><td>16.7%</td><td>5.6%</td></tr> </tbody> </table> <p>※28年度は実績がまだ出ていない</p> <p>○生活習慣病予防に関する健康講座(27~28年度) 障害者相談支援機関からの依頼に応じて3回(延べ69人)実施</p> <p>② 総 括 特定健診の受診率は向上しつつある。 障害者団体等からの依頼による健康講座は、健診から始まる健康づくりとして、健診結果の意味の理解や日々の生活のなかで行える生活習慣改善のポイントを伝えてきたが、件数としては少ない。 精神障害がある人で、精神疾患では医療にかかっていても身体面の健康管理ができるといつたこともあり、障害者に関わる支援者が、日々の健康管理や生活習慣病予防について理解を深め、意識して支援してもらえるよう、関係者への啓発を進めていく必要があると考える。</p> <p>③ 次期計画に向けた課題 健診や保健指導等の健康づくり活動について関係者への啓発や情報提供。</p> | 実績 | 国 | 県 | 高知市 | 平成26年度 | 35.3% | 32.9% | 23.7% | 平成27年度 | 36.3% | 34.4% | 25.5% | 実績 | 国 | 県 | 高知市 | 平成26年度 | 23.0% | 18.8% | 7.4% | 平成27年度 | 25.1% | 16.7% | 5.6% |
| 実績 | 国 | 県 | 高知市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年度 | 35.3% | 32.9% | 23.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度 | 36.3% | 34.4% | 25.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実績 | 国 | 県 | 高知市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年度 | 23.0% | 18.8% | 7.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度 | 25.1% | 16.7% | 5.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 - 2 | 保健・医療・福祉の連携 (1) 難病患者への相談支援体制の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 来所相談件数 | | | |
|--------|------|------|------|
| 27年度 | | 28年度 | |
| 実 | 延 | 実 | 延 |
| 192人 | 192人 | 408人 | 410人 |

・平成27年度から「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」をNPO法人高知県難病団体連絡協議会に委託実施。ピアカウンセリングや交流会も交えながら小児慢性特定疾病児童等やその家族の相談に応じ、必要がある場合は関係機関等との連絡調整を行った。

② 総括

難病患者(小児慢性特定疾病児童等含む)と家族の相談窓口として、タイムリーに対応できる体制が整った。平成27年5月に県が設置した「難病相談支援センター」との連携もしている。

③ 次期計画に向けた課題

- ・新規の方に限らず、特定医療費受給中の方全ての相談窓口として、周知の検討が必要である。また、個別支援についてもさらに充実が必要である。
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の一層の周知に努め、相談し易い環境を整える。

(2) 精神科病院からの退院に向けた支援

① 2年間の取り組み・実績

- ・「高知市精神障害者地域移行支援者会議(地域いこうかい)」の設置
平成27年8月に設置し、平成27年度中に3回開催し、平成28年度中には4回開催した。
地域移行の先進地から講師を招いての研修や事例検討を実施。医療機関と相談支援事業所だけでなく、就労支援事業所や地域活動支援センター、グループホームなど多機関から多職種の方々の参加があった。
- ・「高知市ピアソーター」を養成
27年度、地域いこうかいの中で、ピアソーターの役割の重要性を学び、高知市でも養成する事を決定。年度内にプレ研修を行い、28年度には地域いこうかいの有志でピアソーター養成実行委員会を立ち上げ、委員会で検討を重ね、平成28年7月に「高知市ピアソーター養成研修会」を開催。32名の参加者があった。11月には「ピアソーターフォローアップ研修会」を開催し、15名の高知市ピアソーターが誕生した。現在、ピアソーター活動として、地域定着支援1事例、退院意欲喚起を行う院内説明会2回、研修での活動報告やピア定例会を行っている。
- ・29年度は地域生活支援事業「相談支援事業所等(地域援助者)における退院支援体制確保」により、1か所の相談支援事業所に地域移行専任相談員を配置し、ピアソーターと協働して地域移行の個別給付を増やしていく予定である。

・精神科病院と連携した個別の退院支援

平成 27 年 12 月より精神科病院とのモデル的連携により地域移行の個別支援を開始。病院職員と協議して対象者を選定し、平成 28 年 2 月には選定した対象者の事例検討会を実施。その後、入院患者さん対象の院内説明会を実施、現在地域移行に向けて支援中である。

・指定一般相談支援事業：地域移行支援・地域定着支援

平成 27 年度：地域移行 6 件、地域定着 5 件

平成 28 年度：地域移行 7 件、地域定着 6 件

② 総括

計画していた会議を設置し、関係者で協議する場ができたことによって、地域移行の仕組みづくりへと進んできている。地域いこうかいの開催によりネットワークができる、様々な機関が地域移行に向けて協働できるようになったり、ピアソーターとの協働もできるようになっている。

ただし、指定一般相談支援(地域移行支援・地域定着支援)事業所については、27 年度末 8 事業所から 28 年度末 9 事業所に増加しているものの、一般相談支援事業所であると同時に、サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所としての役割も担っており、現状においては、サービス等利用計画の作成業務で手一杯の状況にあるため、地域移行・地域定着支援の実績が伸び悩んでいる傾向にある。

③ 次期計画に向けた課題

地域移行・地域定着の個別給付を増やすために、制度の周知や関係機関との連携に努めるとともに、入院中からの支援の仕方やピアソーターの活動をさらに充実させていく必要がある。また、外泊訓練、グループホーム等住む場所の確保、気軽に受けれる居場所づくり、就労定着のための支援等も充実が必要であると考える。

地域移行の数値目標を定めることも、共通の目標に向かってさらに関係者で連携していくために必要である。

(3) 重度の障害のある子どもへの支援体制づくり

① 2 年間の取り組み・実績

平成 28 年度に高知県が主催する重症心身障害児等サービス調整会議における検討を踏まえ、市内の重度障害のある人や子供の実態把握を目的として「重度障害児者アセスメントシート」を作成した。

また、平成 28 年度は、医療的ケアの必要な児童について、高知県障害者相談支援アドバイザー事業を活用し、医療的ケア児のアセスメントや保護者の意向を踏まえ、関係機関との連携のあり方や支援の方向性について助言をもらった。

② 総括

本市においては、個別対応を中心とした取組を行っているが、高い専門性が必要

とされるため、高知県障害者相談支援アドバイザー等による助言が必要とされる。また、支援体制については、現状、高知県が主催する重症心身障害児等サービス調整会議を中心とした取組がなされている。

③ 次期計画に向けた課題

「重度障害児者アセスメントシート」の結果を基に、対象者の支援の充実のために、県、関係機関と連携を図る。

高知県障害者相談支援アドバイザー事業などを活用しながら、相談支援員の質の向上に努める。

医療的ケアが必要な障害児に関しては、国より関係機関により構成される協議の場の設置が求められており、本市の中においても部局横断的な取組が必要とされる。

（4）障害のある人や子どもの歯科保健の推進

① 2年間の取り組み・実績

○口腔衛生習慣の確立及び予防的意識の向上のための啓発

高知市口腔保健支援センターが、母子保健課や子ども発達支援センターなどを通じて歯科医師、歯科衛生士による訪問指導や歯科健診等を実施した。

| 区分 | | 27年度 | 28年度 |
|---------------|------|------|------|
| 障害児者歯科健診・保健指導 | 回数 | 2 | 3 |
| | 受診者数 | 28 | 28 |
| 障害児者歯科訪問・相談等 | 延人数 | 27 | 21 |

○人材の育成や歯科保健医療体制の充実

市歯科医師会に委託し、障害者等歯科医療技術者養成事業を平成26年度から平成28年度まで3年間実施した。歯科医療現場において障害児者の障害特性に配慮した対応ができるように実習を含めた研修事業として行った。

研修修了者 平成27年度 11名、 平成28年度 8名

② 総括

高知市口腔保健支援センターが庁内関係部署等と連携して障害児者の歯科口腔保健に関する窓口として相談に応じる体制が定着してきた。また、人材の育成や歯科保健医療体制の充実については、市歯科医師会に委託して実習を中心とした研修を実施したこと、歯科医療従事者に障害の特性を理解して対応する意識ができてきている。今後も市歯科医師会と連携しながら、障害の理解促進の働きかけを継続していく必要がある。

③ 次期計画に向けた課題

口腔保健支援センターを中心に関係部署と連携しながら、今後も障害のある人や子どもへの歯科口腔保健に関する支援を実施していく。

（5）成人の発達障害のある人への支援体制づくり

① 2年間の取り組み・実績

相談実績は次のとおりで、個別支援を通じて関係機関との連携や協議を行ってきた。
障害者相談センターでの相談実績

【平成 27 年度】

| | |
|--------------------|------|
| 発達障害者（18 歳以上） | 38 人 |
| 発達障害と知的障害の重複者 | 7 人 |
| 発達障害と精神障害の重複者 | 2 人 |
| 発達障害と身体障害と知的障害の重複者 | 1 人 |

【平成 28 年度】

| | |
|---------------|------|
| 発達障害者（18 歳以上） | 31 人 |
| 発達障害と知的障害の重複者 | 6 人 |

また、発達障害者就労支援センター M I R A I Z （地域活動支援センターⅡ型）への運営補助を行った。

18 歳以上における発達障害でのサービス利用は、就労移行支援あるいは就労継続支援事業がほとんどであり、一人ひとりの障害の特性や個別の状況にあわせた支援の取組が行われている。

② 総括

成人の発達障害のある人への支援体制は、関係機関の取組により少しづつ整備されている。

③ 次期計画に向けた課題

今後は、発達障害のある人への理解促進や一人ひとりに合った支援をより充実していくために、発達障害のある人に関わることの多い就労移行支援事業所や地域活動支援センター等の従事者のスキルアップを図る必要がある。

また、全ての人が共に生きていくために、関係者や市民が発達障害について理解し、障害の特性を補うような環境整備等、適切な支援ができるよう普及啓発をしていく必要がある。

| | |
|-----|--|
| 2 | 生活支援の充実 ～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～ |
| 2-3 | <p>社会参加・いきがいづくりの促進</p> <p>① 2年間の取り組み・実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツ教室の開催 高知県立障害者スポーツセンターと共に開催して、障害者のスポーツ教室（カヌー）を開催し、障害者スポーツ振興を図る。 H27 3回実施 延べ57名 H28 4回実施 延べ49名 ○スポーツ施設整備事業、スポーツ施設使用料の減免 スポーツ施設使用料減免額 H27 2,181,090円 H28 2,311,210円 ○地域活動支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターへの運営補助 平成27年度 7か所 補助実績額 57,019千円 平成28年度 7か所 補助実績額 57,645千円（見込） ○録音図書等貸出事業 延べ利用者数（録音図書はサピエ図書館ダウンロード複製提供含む） H27 点字図書 431人 録音図書 5,226人 H28 点字図書 305人 録音図書 4,939人 ○視覚障害者等による読書困難者支援等事業 新規利用登録者 H27 25人 H28 26人 <p>② 総括</p> <p>障害者スポーツ教室や高知県立障害者スポーツセンターでのスポーツ活動への参加等、スポーツ施設の利用は、障害種別に関わらず広がってきてている。</p> <p>障害のある方、子どものQOL向上のため、引き続き各種事業の継続が必要である。</p> <p>③ 次期計画に向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツ教室の開催 障害者スポーツの振興を図る上で、継続して取り組む。 ○スポーツ施設整備事業、スポーツ施設使用料の減免 施設整備の充実を図る。 ○地域活動支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの運営状況を把握し、事業継続する。 ○録音図書等貸出事業 サピエ図書館を活用し、利用者の多様な読書ニーズに応える図書を提供する。 ○視覚障害者等による読書困難者支援等事業 新点字図書館「オーテピア高知声と点字の図書館」（H30年夏頃開館予定）の開設 |

| | |
|-----|--|
| | <p>を機に、視覚障害、高齢、病気その他の障害等で活字図書の利用が困難な人への施設・サービス等の周知、PRを行い、利用の促進を図る。</p> |
| 2-4 | <p>権利擁護の推進</p> <p>① 2年間の取り組み・実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止センター <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度 16件 平成28年度 29件 ・チラシやカードにより、各機関・当事者への周知を実施 ○相談支援機能強化事業 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度の相談支援事務連絡会では、相談支援専門員が虐待を早期に発見し、通報できる力がつけられるように、障害者虐待防止についての研修を行った。 ○指定障害福祉サービス事業者等に係る実地指導（指導監査課） <ul style="list-style-type: none"> 実地指導を平成27年度は23事業所、平成28年度は42事業所に対して実施。虐待防止について、研修の実施状況と知識の確認に努めた。 ○日常生活自立支援事業（高知市社会福祉協議会） <ul style="list-style-type: none"> 【平成27年度】 延相談件数 8,187件 契約件数 23件 【平成28年度】 延相談件数 8,591件 契約件数 30件 ○成年後見人制度利用支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 市長申立件数 <ul style="list-style-type: none"> 【平成27年度】 健康増進課 2件、障がい福祉課 0件 【平成28年度】 健康増進課 3件、障がい福祉課 1件 ○高知市成年後見サポートセンター（高知市社会福祉協議会） <ul style="list-style-type: none"> 【平成27年度】 延相談件数 1,506件 <ul style="list-style-type: none"> 後見人等に繋がったケース 10件 法人後見受任事業（平成27年度末） 後見8人、保佐2人、補助0人 【平成28年度】 延相談件数 1,459件 <ul style="list-style-type: none"> 後見人等に繋がったケース 15件 法人後見受任事業（平成28年度末） 後見7人、保佐3人、補助0人 <p>② 総括</p> <p>養護者による虐待や施設従事者による虐待に関する通報が寄せられた際には、その都度障がい福祉課においてコア会議を開催し対応方針を検討している。内容によっては、高齢部門、児童部門との連携を図り、対応するようにしている。平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されて以降、施設従事者間で周知がなされてきている。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>また、社会福祉法人 高知市社会福祉協議会が平成24年4月1日に開所した「成年後見サポートセンター」により、成年後見制度は周知されつつあり、市民及び関係機関からの相談に対応している。</p> <p>また、日常生活自立支援事業についても、制度の周知が広まり、親の高齢化なども併い、今後も利用の増加が見込まれる。</p> <p>③ 次期計画に向けた課題</p> <p>○虐待防止</p> <p>虐待防止については、引き続き当事者、関係機関への周知を継続する。また分離が必要とされる場合の、県内施設等における緊急時の受け入れ体制の整備の検討が必要である。</p> <p>また、事例検討などを通じて、相談支援専門員が虐待を早期に発見する力や、関係機関とのネットワーク作りを支援するとともに、施設、事業所に対しては、引き続き実地指導により虐待防止について、研修の実施状況と知識の確認に努めていく。</p> <p>○成年後見制度等利用</p> <p>成年後見制度の利用について、成年後見サポートセンターと協力し、市長申し立てとなる案件について迅速な処理を進めていく。</p> <p>また支援の必要な方の成年後見制度及び日常生活自立支援事業の効果的な利用促進のために、相談支援機関職員への啓発、家族や関係機関への周知啓発を進めいく必要がある。</p> |
| 2-5 | <p>施設入所者の生活の質の向上</p> <p>① 2年間の取り組み・実績</p> <p>障がい福祉課職員が入所者の個別ケース会に参加し、必要に応じて医療機関の助言を得るなど、本人のより良い生活に向けて家族や職員とともに検討を行った。また、利用者、家族の意向をもとに当該施設や他機関との調整や情報提供など、安心して生活できるような支援を行ってきた。</p> <p>また、平成28年度は市内4施設に対し、人員・設備基準の適正化、適切な処遇の実施に係る実地指導を行った。</p> <p>② 総括</p> <p>施設入所者の一人ひとりの意向に対する配慮や支援、安全の確保がされると共に、引き続き苦情窓口の周知や解決体制の整備が必要である。また、障害者支援施設については、2年に1回の頻度で実地指導等を行っており、継続が必要である。</p> <p>③ 次期計画に向けた課題</p> <p>日中活動や訓練を含め、施設入所支援利用者の生活の質の向上がされるよう、今後も施設や関係機関等とともに、連携し支援していく必要がある。</p> <p>また、今後も引き続き2年に1回の実地指導等により、入所者処遇の向上や入所者や家族からの相談苦情を受け付ける窓口の設置及びその運営状況について、確認と指導を継続していく必要がある。</p> |

| | |
|-----|---|
| 3 | 多様な雇用と就労の促進 ～自己の能力を最大限に發揮し、自立した生活をめざすために～ |
| 3-2 | <p>障害者の就労に関する事業所の理解の促進</p> <p>① 2年間の取り組み・実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害特性に対する理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労支援に必要な指導力や支援力の向上について、講師を招き研修会を開催した。 ○障害者雇用の理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用に取り組んでいる企業経営者を対象にした勉強会に、就労検討委員、ハローワーク、障害者職業センター、就業・生活支援センターの職員が出席し、障害者雇用に関する制度や福祉サービスの説明をし、意見交換を行った。 <p>② 総括</p> <p>平成27年度より、今まであった就労課題解決検討会とネットワーク構築検討会を1つにまとめた「就労検討会」として、研修会や意見交換会などを開催し、障害のある人の支援方法や制度について理解促進を行うことができた。</p> <p>③ 次期計画に向けた課題</p> <p>○就労支援検討会</p> <p>就労支援を担う人材育成に引き続き取り組んでいくことで、市内の就労支援事業所の質の向上を目指していきたい。また、障害者総合支援法の改正に伴い、就労定着支援が新設されることから、就労移行支援事業所や就業・生活支援センターとの連携の見直しや企業との連携について検討していく必要がある。（再掲）</p> |

| | |
|-----|--|
| 6 | 障害の正しい理解と偏見・差別の解消 ～ともに理解し、一人ひとりが互いに支えあうまちをめざすために～ |
| 6-1 | <p>障害の正しい理解と偏見・差別の解消</p> <p>① 2年間の取り組み・実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「高知市人権教育・啓発推進基本計画」の推進 <p>基本計画に掲げる9つの人権課題への取組を進めるため、市職員・教職員、また市民や企業に対して研修や講演会を開催し、啓発を行った。</p> <p>平成28年度には人権週間の地域講演会において車椅子ストリート書家の日浦駿介さんとJERRYBEANSの人権コンサートを行い、障害者に対する理解を深めた</p> ○地区人権啓発推進委員会活動への支援 <p>H27・28年度とも地区人権啓発推進委員会の啓発活動費として、人権啓発活動推進事業費補助金を各年度1,750,000円（26地区中25地区、各地区70,000円）交付。</p> <p>各地区の活動の中で地域住民を対象とした学習会や映画会などを開催した。うち障害への理解を深めるための学習会をH27年度は6回、H28年度は15回開催（小中学校の人権参観日への参加を含む）。</p> ○ふれあい体験学習 <p>平成27年度実績 90回 参加延人数4,610人</p> <p>平成28年度実績 96回 参加延人数5,056人</p> ○ボランティア養成事業 <p>平成27年度実績 タウンモビリティを学ぶボランティア講座 参加人数8人</p> <p>平成28年度実績 障害者スポーツにおけるボランティア体験 参加人数10人</p> ○障害や障害のある子ども（人）に対する理解を深める教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、障害についての基礎的な認識や障害のある子ども（人）に対する理解を深めるための教育を、人権教育年間指導計画に位置付け、計画的に実践した。 ・各学校において、障害のある人を外部講師として招き、その人の生き方から体験的に学ぶための学習や講演会を計画的に実施し、講師招聘のための謝金を本課から支出した。 <p>② 総括</p> <p>障害に対する理解を深めるため、教育の分野、地域においても様々な取組を行ってきているが、障害に対する理解者を増やしていくことは、短期間で達成できるものではないため、継続的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>③ 次期計画に向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「高知市人権教育・啓発推進基本計画」の推進 <p>引き続き基本計画及び実施計画に基づき、関係機関と一層連携しながら取組を進めしていく。</p> ○地区人権啓発推進委員会活動への支援 <p>さらなる推進委員も掘り起こしに取り組むとともに、学習会等への参加人数の増を図り、障害に対する理解を深める。</p> ○ふれあい体験学習 |

定着している小・中・高校での実施を継続し、それ以外の対象への実施も検討していく。

○ボランティア養成事業

受講生のボランティア登録に繋がるような事業実施を検討する。

○障害や障害のある子ども（人）に対する理解を深める教育の推進

- ・児童生徒一人ひとりが、障害について正しく理解し、障害のある子ども（人）の
人権が守られた社会の実現に向かって、主体的・実践的に行動できるよう、発達
段階に応じた効果的な人権学習のあり方についての研究が、一層進められなけれ
ばならない。
- ・PTA や地域関係団体との連携のもと、保護者・市民とともに障害についての理解を
深めるための学習・啓発の機会を、より増やしていく。

| | |
|-----|--|
| 7 | 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり ～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために～ |
| 7-1 | <p>住居、交通、まちづくり、情報に関するバリアフリーの推進</p> <p>(1) 住居、交通、まちづくり</p> <p>① 2年間の取り組み・実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅制度（特定目的住宅） <p>既設の一部住戸内及び住棟アプローチ部の段差解消 (特定目的住戸除く)</p> ○住宅改造助成事業 <p>重度の身体障害児・者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるように、住宅を改造する者に対し、改造費用の助成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27 実績 5件 ・H28 実績 5件 ○高知市交通バリアフリー基本構想 <p>基本構想に基づく特定事業（道路）の推進</p> ○高知市交通バリアフリー道路特定事業 <p>江ノ口1号線、江ノ口235号線、江ノ口338号線の3路線において、歩道の段差解消や視覚障害者誘導標示の設置と補修を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江ノ口1号線：視覚障害者誘導帯塗装 L=175m ・江ノ口235号線：歩道段差解消 L=70m ・江ノ口338号線：視覚障害者誘導標示設置 L=129m ○街路整備事業 <p>上町2丁目南城山線（鴨部工区）において、視覚障害者誘導標示 (L = 1637 m) の設置を行った。</p> ○ひとまち条例に基づく審査 <p>ひとにやさしいまちづくり条例による届出について、受付及び審査を行い関係課との連携を図りました。（実績：H27 約80件、H28 約70件）</p> ○公園遊園整備改良事業 <ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレ改修(1公園)、公園出入口段差解消(2公園) ○竹島・沖田・初月・弥右衛門公園・旭緑地整備事業（みどり課） <ul style="list-style-type: none"> ・初月公園の園路舗装等の整備。弥右衛門、竹島公園のスロープ築造のための造成工事 ○公園施設長寿命化整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・公園出入口の段差解消。(1公園) <p>② 総括</p> <p>ひとにやさしいまちづくり条例に係る受付・審査については、施設によって扱いが異なることのないよう、高知県及び高知市建築指導課と緊密に協議・連携し、慎重に審査・指導・助言を行っている。</p> <p>また、都市計画部を中心として、道路、公園等の整備を段階的に実施している。</p> |

③ 次期計画に向けた課題

○公営住宅制度（特定目的住宅）

建替え計画のある市営住宅に車いす世帯向け住戸の整備

○住宅改造助成事業

助成要件に該当する申請に対して、迅速に助成決定が行えるよう予算確保に努める。

○高知市交通バリアフリー基本構想

バリアフリー新法に基づく基本構想策定の必要性の検討

○高知市交通バリアフリー道路特定事業

[方針] 江ノ口 235 号線の歩道段差解消を実施するとともに、視覚障害者誘導標示の整備を行う。

[課題] 今後も継続して予算確保する必要がある。

○街路整備事業

[方針] 愛宕町北久保線（愛宕町工区）、曙町西横町線（中工区）、鴨部北城山線（第2工区）について、用地買収を行い、順次道路整備（視覚障害者誘導標示等）を行う。

[課題] 今後も継続して予算確保する必要がある。

○ひとまち条例に基づく審査

ひとにやさしいまちづくり条例の周知を行い、届出対象施設の新築などを行う場合には、届出をするよう指導します。

○公園遊園整備改良事業

・多目的トイレの整備、公園内の段差解消

○竹島・沖田・初月・弥右衛門公園・旭緑地整備事業

・弥右衛門、竹島公園への多目的トイレ等の設置

○公園施設長寿命化整備事業

・多目的トイレの整備、公園内の段差解消

(2) 情報

① 2年間の取り組み・実績

○日常生活用具及び補装具の給付

日常生活用具について、「視覚障害者用ソフトウェア」の要領を定め従来耐用年数6年としていたものを平成27年4月1日から耐用年数2年へ短縮を行った。また、実売価格に対応するため「視覚障害者用ポータブルレコーダー」で13,000円増、「人工喉頭（電動式）」で5,000円増の補助基準額の増額改定を平成28年4月1日に行った。

日常生活用具では、視覚障害者用ソフトウェア及び拡大読書器などの情報・意思疎通支援用具を平成27年度は165件、平成28年度は128件の給付を行った。

補装具では、情報・意思疎通支援用具として補聴器や眼鏡など、平成27年度は205件、平成28年度は143件の給付を行った。

○I T推進講習事業

平成27年度実績 10回 受講延人数47人

平成 28 年度実績 9 回 受講延人数 46 人

○手話通訳者関連事業

手話通訳設置事業・手話通訳者派遣事業・手話通訳者養成研修事業を実施した。

○点字図書館事業

新点字図書館「オーテピア高知声と点字の図書館」(H30 年夏頃開館予定)において、実施するサービスや取組についてのサービス計画を策定(H29. 3 月)

○点字広報・録音広報の発行

・点字広報

広報「あかるいまち」から点字広報に掲載する主要な記事を抜粋し、委託先で点訳・印刷の上、希望者に発送。毎月 1 日発行。B5 版。平均 60 ページ。配布部数は平成 29 年 3 月現在 95 部。

・録音広報

広報「あかるいまち」の全記事を委託先で音訳・録音し、録音広報(テープ版・デイジー版)を作製。点字図書館を介して希望者へ配布。毎月 1 日発行。テープ版・デイジー版平均各 150 分。配布部数は平成 29 年 3 月現在テープ版 10 部、デイジー版 28 部。

○磁気ループの貸出

② 総括

点字・録音広報については継続して実施し、日常生活用具については、利用者の二一踏まえ、給付内容の改定を行った。

また、視覚に障害のある人や高齢その他の障害等で読書や情報取得等の困難者に対する支援の拠点として期待される新点字図書館について、設置に向けた取組を進めている。

③ 次期計画に向けた課題

○日常生活用具及び補装具の給付

社会情勢の変化に応じて、日常生活用具の品目追加及び補助基準額の見直しが必要である。

○ I T 推進講習事業

ニーズに合わせて内容を検討しながら事業継続する。

○手話通訳者関連事業

今後も関係機関と協議・調整しながら事業継続する。

○点字図書館事業

「オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画」に基づき、視覚障害、高齢、病気その他の障害等で活字図書の利用が困難な人の読書・情報環境の充実に向けたサービス・取組を実施。

○点字広報・録音広報の発行

点字広報は、製本の都合上 60 ページに情報を納めるようにしているため、全ての情報を掲載することができない。

また録音広報については、テープの普及率低下やデイジー再生機器の整備など、さまざまな課題がある。

| | |
|-----|--|
| | <p>共に利用率に伸び悩みがあるものの、点字広報・録音広報は視覚障害者にとって市政に関する情報を入手する貴重な手段であることから、利用者の声を聞きながら対応策を検討しつつ、今後も事業を継続していく。</p> <p>○磁気ループの貸出</p> |
| 7-2 | <p>災害時の支援体制の構築</p> <p>① 2年間の取り組み・実績</p> <p>○地域防災計画</p> <p>平成26年度に、避難行動要支援者、要配慮者に対する支援を追加する修正を行つており、実務については各所管課において取組を進めている。</p> <p>○自主防災組織育成強化事業等</p> <p>小学校区単位の連合化の促進に取り組み、新たに9校区で連合組織が結成された（自主防カバー率 H27.4.1 88.3%→H29.3.1 92.3%）。</p> <p>防災活動支援センターを通じて大学生を地域の防災訓練などに派遣し、地域の防災活動を支援した。</p> <p>○津波防災対策事業</p> <p>津波避難ビルをH27年に37施設、H28年に14施設指定した（計307施設）。</p> <p>これまでに指定した避難ビルへ簡易トイレやゴムボートなどの資機材を配備した（107/307）。津波避難タワー・津波避難センター、津波避難ビルなどの施設を使った避難訓練を実施した。</p> <p>○避難行動要支援者対策事業</p> <p>28年度までに8地区で名簿提供を行い、個別計画策定などの取り組みを支援。</p> <p>28年度には市内の全要支援者へ同意確認を実施した（H29.2月郵送：約33,000人、返信：約20,000人）。</p> <p>○福祉避難所整備事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに民間施設と協定締結（27：6件、28：1件） ・新たに市施設を指定（27：1件、28：0件） <p>○単身高齢者世帯等防災訪問</p> <p>平成27年度に健康福祉部の協力により、抽出した障害者宅17件に対し、毎月一回防災訪問を実施した。</p> <p>②総括</p> <p>地域防災計画については、現時点では、避難行動要支援者、要配慮者の記載に関しては計画修正の予定はないが、今後は国、県の動向に注視しつつ、防災会議委員の意見を集約し、適宜計画に反映していく。</p> <p>「地域の安全等は自分たちで守る」を基本とした自主防災組織の育成強化を図るととも</p> |

に、関係機関や地域団体等において、避難行動要支援者情報の把握および共有を行うため、要支援者に対し同意確認を行った。また、近隣に住む要支援者を把握し、避難誘導に協力できる関係を構築するなど、また、避難が遅れた要支援者を含む避難者などが緊急に避難するために、津波避難ビルの指定や資機材の整備を行った。

福祉避難所整備事業費補助金については新規指定に向けた社会福祉施設等との個別交渉を実施した。また、福祉避難所の不足解消に向け、小学校等の避難所の要配慮者スペース設置について検討している。

消防局では単身高齢者世帯等防災訪問を実施しているが、課題としては、病院・福祉施設への通院・通所のため不在宅への繰り返し訪問が増加している。今後の方針としては、災害弱者の現状の把握や、火災予防等に関する助言ができるよい機会であるので可能な限り防災訪問を継続したいと考えている。

その他、平成28年度より関係各課の担当者にて、在宅人工呼吸器装着者等の災害時個別支援計画の作成を実施するとともに、庁内関係課での情報交換会を定期的に開催している。また、平成29年度より日常生活用具給付事業の対象品目として、在宅人工呼吸器用発電機を追加し、在宅で常時人工呼吸器を使用する方を対象に給付を開始している。

③次期計画に向けた課題

避難行動要支援者、要配慮者に係る新たな事項に関しては適宜、地域防災計画に反映していくとともに、計画に沿った取組の実効性確保に努めていく。

自主防災組織の育成強化については、自主防災組織再組織の活性化を図るために小学校区単位での自主防災組織の連合化の促進に向けての取り組みを行っているが、コミュニティがもともとない地域での組織結成が進んでいない。津波防災対策については、地区別津波避難計画の検証（見直し）を一度ではなく、今後も訓練と計画の見直しを繰り返すことによって要支援者を含めて確実な避難ができるよう、実効性を高めていくことが必要。避難行動要支援者対策については、同意を得られた要支援者情報の地域団体等との共有により、より地域団体等に理解を深めてもらうとともに、地域の人材育成が必要となってくる。

在宅人工呼吸器装着者等の災害時個別支援計画の作成については、継続して実施していく必要がある。

